入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年12月24日
独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
鉄道建設本部大阪支社長　深沢　成年
◎調達機関番号　565　◎所在地番号　27

○大支公告第13号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北陸新幹線、新北陸トンネル（清水）他（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　福井県南条郡南越前町地内
⑷　工事内容　本工事は、北陸新幹線高崎起点447㎞987ｍ～450㎞500ｍ（Ｌ＝2,513ｍ）間のうち、新北陸トンネル（清水）（Ｌ＝2,480ｍ）、補強土橋台１基、及び路盤（Ｌ＝33ｍ）の施工を行うものである。
⑸　工期　50箇月間
⑹　使用する主な資機材
（トンネル）生コンクリート　約30,000㎥
鉄筋　約130ｔ
セメント　約2,100ｔ
鋼製支保工　約300基
ロックボルト　約10,000本
（路盤）生コンクリート　約100㎥
鉄筋　約10ｔ
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。
⑽　本工事は、競争参加確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札を電子入札システムにより実施する対象工事である。
なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。
⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（機構ＨＰ http://www.jrtt.go.jp/03Tender/tender-keiyakuKitei.html）に基づき行うものとする。
総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）とする。
⑿　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件すべてを満たす３者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）鉄道建設本部大阪支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。
⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　「平成25・26年度工事競争参加資格確認者」のうち「機構鉄道建設本部大阪支社管内（北陸）土木」（以下「土木」という。）に係る競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、機構鉄道建設本部大阪支社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　共同企業体の構成員の組合せは次のとおりとする。
構成員のうち代表者は、「土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者とし、出資比率が第２位の構成員は「土木」の客観点数1,200点以上の者とする。また、出資比率が最下位の構成員は、「土木」の客観点数1,000点以上1,200点未満の者とするが、福井県に本社を置く者については、「土木」の客観点数950点以上1,200点未満の者とする。
⑷　すべての構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。
構成員のうち代表者は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。なお、機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した下記の施工実績のうち、①及び④（当該施工実績が機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が構成員中最大のものに限る。）を有する者であること。
出資比率が第２位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。なお、機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した下記の施工実績のうち、①又は②のいずれか及び④（当該施工実績が機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有する者であること。
出資比率が最下位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。なお、機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した下記の施工実績のうち、①から④のいずれか（当該施工実績が機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有する者であること。
施工実績
①　ＮＡＴＭによる内空断面積50㎡以上、延長1,000ｍ以上の鉄道トンネル新設工事
②　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事
③　トンネル新設工事
④　土路盤新設工事
⑸　機構鉄道建設本部の施工実績がある場合は、当該工事種類における平成24年度及び平成25年度の機構鉄道建設本部の工事成績が、２年連続で平均点が60点未満でないこと。
⑹　工事全般に係る施工計画が適正であること。
⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。また、代表者及び出資比率が第２位の構成員については、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置する場合は、専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ及びエの基準を満たす者とする。
なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。
ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
㈠　１級建設機械施工技士の資格を有する者。